

狭山市生涯学習ボランティア制度運営要項

(目的)

第1条 この要項は、貴重な経験、豊かな知識又は優れた技能等を持ち、社会参加に意欲のある人材を狭山市生涯学習ボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録し、市民からの学習指導の要請に応じて、積極的に活用することにより、多様な学習機会を提供し、生涯学習活動の充実を図るとともに地域に根ざした生涯学習社会の実現をめざすことを目的とする。

(登録の要件)

第2条 ボランティアの登録対象者は、生涯学習のそれぞれの分野での経験、知識又は技能等を有し、指導者として生涯学習の充実、発展に尽くそうとする熱意ある者で学習者からの要請に応じて直接、指導にあたることができる者とする。

(登録の手続き)

第3条 ボランティアの登録は、本人の申込みにより行うものとし、様式第1号のボランティア登録申込書に必要事項を記載し、狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

(登録者名簿等)

第4条 教育委員会は、申込みのあった者を必要に応じて審査し、ボランティアとして適当と認められた場合はボランティア登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

2 名簿は関係機関等で保管し、公共機関での閲覧及び公式ホームページでの公開等により市民の利用に供するものとする。

3 名簿は年度ごとに刷新することとし、その際、登録者に登録情報確認のための校正を行うこととする。

(登録の取消)

第5条 登録者がボランティアとして適格性を欠くと認められたとき、又は本人からの申し出があったときは、登録を取り消すことができる。

(依頼方法等)

第6条 ボランティアを依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、原則として、登録者との直接交渉により依頼するものとする。

2 教育委員会又は関係機関は、ボランティアの依頼に関する情報を提供し、又は相談に応ずるものとする。

3 ボランティアは、学習指導が終了した場合は、様式第2号の生涯学習実施報告書を速やかに教育委員会に提出するものとする。

(ボランティアの職務)

第7条 ボランティアは、学級、講座、サークル活動等の指導者として指導及び助言にあたるものとする。

2 前条により依頼を受けたボランティアは、政治活動、宗教活動及び営業活動に関する指導及び助言は行わないものとする。

(指導に要する経費)

第8条 ボランティアによる学習指導に必要な交通費、指導料及び教材費等の経費については、依頼者側の負担とする。

(庶務)

第9条 狭山市生涯学習ボランティア制度に関する庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、この事業の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現に改正前の規定によりなされた登録は、改正後の規定によりなされた登録とみなす。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。